



災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 島村 美樹

東日本大震災から1年以上が過ぎ、マスメディアで被災者・避難者を取り上げられる機会も段々減ってきたように思われます。しかし、関西などに避難して来られた広域避難者の方々は、なかなか将来の生活設計ができず、長引く避難生活による精神的、肉体的、経済的負担が累積しています。家族がバラバラになっている世帯も多く、広域避難者の方々の問題はまだまだこれからです。大阪弁護士会災害復興支援委員会では、震災により被害を受けた方々への支援を引き続き行っています。

以下、当委員会の本年6月における活動を報告します。

避難者からの聞き取り調査について

当委員会では、支援活動の充実や立法・政策提言のため、連絡可能な約170世帯の避難者のご自宅に原則お伺いして被害実態の聞き取り調査を行いました。ご自宅を訪問することにより、住環境を知ることができ、また、じっくりとお話を聞くことができました。

現在までに70件以上の調査が完了しており、調査結果の集計・分析を行っています。この結果は、下記7月21日の司法シンポジウムプレシンポジウムで報告されます。

弁護士会館での無料震災電話・面談相談

本年6月における電話相談は11件、面談相談は2件ありました。これらを併せ、開始以来現在に至るまでの震災相談合計件数は、電話相談が436件、面談相談が40件となりました。今月は数的には多くはありませんが、説明会などで避難者の声をお聞きすると、まだまだ無料法律相談の窓口が必要であると感じます。当委員会では、今後も引き続き同様の相談体制を継続して行く予定です。

説明会・相談会等の開催

6月30日(土)、堺市梅本木多にある梅文化会館において、「新・原発賠償説明会+原発賠償相談会」を開催し

ました。7世帯の方が参加され、個別相談会にも5世帯の方が申し込まれ、弁護士は11人が参加し2人1組で相談に当たりました。3世帯の方は、東京電力に対して、ADRないし訴訟で損害賠償請求をしたいというご意向でしたので、関西弁護団を案内し引き続き相談を受けることになりました。

第25回日弁連司法シンポジウム プレシンポジウム

7月21日(土)13時30分～16時30分に第25回日本弁護士連合会司法シンポジウムプレシンポジウム「避難者支援法制の確立に向けて～広域避難者の実態調査を中心に～」が大阪弁護士会館で開催されます。その準備のため、当委員会では、シンポPTを結成し、聞き取り調査結果の分析チームとチェルノブイリ法制などを参考に立法・政策提言を検討するチームに別れて、活発に準備活動を行っています。

大阪弁護士会ニュースの発行

6月中旬に大阪弁護士会ニュース第12号を発行しました。ADRの和解事例や、区域外から避難されている方の手記などが掲載されています。大阪弁護士会のホームページに掲載していますので是非ご一読ください。

ADR申立について

5月上旬に、関西弁護団により、関西で第1弾のADRの集団申立がなされ、7月上旬には第2弾の集団申立が予定されています。しかし、第1弾の申立につき、ADRセンターから口頭審理は東京で行いたいとの連絡があるなど、問題点も出てきました。広域避難者の被害実態を知るためには直接声を聞いてもらうことが必要ですし、そのためには避難先の関西で口頭審理を開いてもらうことは必須です。低額の賠償を流れ作業でこなすような対応では困ります。当委員会では、ADRの問題点についても検討し是正を求めて行く考えです。